

## 京田辺市規則第77号

### 京田辺市ペット霊園の設置等に関する条例施行規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市ペット霊園の設置等に関する条例（令和4年京田辺市条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

#### (事前協議)

第3条 申請予定者は、条例第6条の規定による協議（以下「事前協議」という。）を行おうとするときは、事前協議書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 申請予定者は、前項の事前協議書に記名押印しなければならない。
- 3 第1項の事前協議書には、前項の規定により記名押印した者の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市にあっては、市長又は区長とする。）又は不動産登記法（平成16年法律第123号）第9条に規定する登記官が作成するものに限る。）を添付しなければならない。
- 4 前項に掲げるもののほか、第1項の事前協議書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、設置等計画の内容により市長が添付を要しないと認めるときは、これらの書類及び図面の一部を省略することができる。

- (1) 申請予定者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書及びその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれ

らに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)の住民票の写し)

- (2) 申請予定者が条例第10条第1号アからエまでのいずれにも該当しないことを誓約する欠格要件非該当誓約書(別記様式第2号)
  - (3) 位置図(縮尺1/5, 000程度)
  - (4) 現況平面図(縮尺1/500程度)
  - (5) 計画平面図(縮尺1/500程度)
  - (6) 計画施設配置図(縮尺1/500程度)
  - (7) 建物の各階平面図及び立面図、墓地、緑地、給排水施設、通路等の設計図並びに納骨堂及び火葬施設の設計図
  - (8) 火葬設備の仕様書その他の書類及び図面
  - (9) 計画区域の面積求積図又は地積測量図
  - (10) ペット霊園に関する工事の方法及び工程に関する書類及び図面
  - (11) 現況写真
  - (12) 法務局備付けの地図又は公図(計画区域内の土地)
  - (13) 登記事項証明書又は登記簿謄本(計画区域内の土地)
  - (14) 条例第8条第1項に規定する範囲内にある土地及び建築物の所有又は占有状況を示す書類及び図面
  - (15) ペット霊園の管理(緊急時体制に関する書類を含む。)及び使用の方法に関する書類
  - (16) ペット霊園の事業及び経営計画に関する書類
  - (17) 説明会開催計画書(別記様式第3号)
  - (18) その他市長が必要と認めるもの
- 5 市長は、事前協議が整ったときは、その旨を事前協議済書(別記様式第4号)により当該申請予定者に通知するものとする。

(標識の設置)

第4条 条例第7条第1項の標識(以下「標識」という。)の様式は、別記様式第5号とする。

- 2 条例第7条第2項に規定する届出は、標識設置届出書(別記様式第6号)に次に掲げる図面及び写真を添えて行うものとする。

- (1) 標識を設置した場所を示す図面
- (2) 標識の設置の状況及び標識に記載された事項を示す写真  
(説明会の開催等)

第5条 申請予定者は、条例第8条第1項の規定により開催する説明会（以下「説明会」という。）において、次に掲げる事項を記載した書類及び図面を近隣住民等に配布するとともに、その内容を十分に説明しなければならない。

- (1) 申請予定者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者名及び主たる事務所の所在地）
  - (2) ペット霊園の名称
  - (3) ペット霊園の所在地及び面積
  - (4) ペット霊園の設置又は変更に関する概要
  - (5) ペット霊園の構造設備の概要
  - (6) ペット霊園に関する工事の方法及び工程
  - (7) ペット霊園の事業の開始予定日
  - (8) ペット霊園の維持管理の方法
  - (9) 周辺的生活環境を保全し、公衆衛生上支障が生じないようにするために配慮する事項
- 2 申請予定者は、説明会の開催に当たっては、標識を設置するほか、あらかじめ開催の日時及び場所を近隣住民等の見やすい場所において行う掲示その他の適切な方法により周知しなければならない。
- 3 条例第8条第2項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。
- (1) 説明会を開催した場合 説明会開催結果報告書（別記様式第7号）
  - (2) 条例第8条第1項ただし書の規定による措置を行った場合 措置内容報告書（別記様式第8号）
- 4 前項第1号の報告書には、当該説明会に係る議事録を添付しなければならない。この場合において、当該議事録に、説明会に出席した住民等の代表者の署名がない場合にあつては、説明会の内容を録音した記録媒体を併せて提出しなければならない。

(設置等許可の申請)

第6条 条例第9条第1項の規定による申請は、ペット霊園設置等許可申請書(別記様式第9号)により行うものとする。

2 第3条第2項及び第3項の規定は、前項の申請書を提出する場合について準用する。

3 条例第9条第1項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げる書類及び図面とする。ただし、設置等計画の内容により市長が添付を要しないと認めるときは、これらの書類及び図面の一部を省略することができる。

- (1) 申請者の住民票の写し(法人にあっては、登記事項証明書及びその役員の住民票の写し)
- (2) 申請者が条例第10条第1号アからエまでのいずれにも該当しないことを誓約する欠格要件非該当誓約書(別記様式第2号)
- (3) 位置図(縮尺1/5, 000程度)
- (4) 現況平面図(縮尺1/500程度)
- (5) 計画平面図(縮尺1/500程度)
- (6) 計画施設配置図(縮尺1/500程度)
- (7) 建物の各階平面図及び立面図、墓地、緑地、給排水施設、通路等の設計図並びに納骨堂及び火葬施設の設計図
- (8) 火葬設備の仕様書その他の書類及び図面
- (9) 計画区域の面積求積図又は地積測量図
- (10) ペット霊園に関する工事の方法及び工程に関する書類及び図面
- (11) 現況写真
- (12) 法務局備付けの地図又は公図(計画区域内の土地)
- (13) 登記事項証明書又は登記簿謄本(計画区域内の土地)
- (14) 条例第8条第1項に規定する範囲内にある土地及び建築物の所有又は占有状況を示す書類及び図面
- (15) ペット霊園の管理(緊急時体制に関する書類を含む。)及び使用の方法に関する書類
- (16) ペット霊園の事業及び経営計画に関する書類
- (17) 事前協議済書(別記様式第4号)の写し

(18) ペット霊園等事業者の遵守事項に関する誓約書（別記様式第10号）

(19) 説明会開催結果報告書（別記様式第7号）又は措置内容報告書（別記様式第8号）の写し

(20) その他市長が必要と認めるもの

4 条例第9条第1項第6号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) ペット霊園に関する工事の期間

(2) ペット霊園の使用開始及び営業予定日

(3) ペット霊園の営業の時間

(4) ペット霊園の維持管理の方法

(5) ペット霊園を管理する者の氏名、住所及び連絡先

(6) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名及び住所

(7) 周辺的生活環境を保全し、公衆衛生上支障が生じないようにするために配慮する事項

（ペット霊園の設置場所の基準の例外）

第7条 条例第11条第1号ウの規則で定める場合は、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人が、その境内地において、納骨堂を設置し、増設し、又は変更する場合とする。

（火葬施設の構造設備の基準）

第8条 条例第12条第4号カの規則で定める十分な能力は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 防音 火葬時に発生する騒音が、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項の規定により市長が定める基準を満たすこと。

(2) 防じん サイクロン、洗浄集じん装置又はこれらと同等以上の集じん能力を有する装置が設けられていること。

（工事着手の届出）

第9条 条例第13条の規定による届出は、ペット霊園工事着手届出書（別記様式第11号）により行うものとする。

（工事完了の届出）

第10条 条例第14条第2項の規定による届出は、ペット霊園工事完了届出

書（別記様式第12号）により行うものとする。

（軽微な変更の届出）

第11条 条例第15条の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

- （1） 設置者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- （2） ペット霊園の名称及び所在地（地番等の変更に係るものに限る。）
- （3） 納骨堂の規模（当該規模を縮小させる場合に限る。）
- （4） 火葬施設の構造設備（処理能力又は火床面積を縮小させる場合に限る。）

2 条例第15条の規定による届出は、ペット霊園軽微変更届出書（別記様式第13号）により行うものとする。この場合において、第6条第3項に掲げる書類及び図面のうち、当該変更の内容を明らかにするために必要なものを添付しなければならない。

（地位の承継の申請手続）

第12条 条例第17条第2項の申請書は、ペット霊園地位承継承認申請書（別記様式第14号）とする。

2 第3条第2項及び第3項の規定は、前項の申請書を提出する場合について準用する。

3 条例第17条第2項第7号の規則で定める事項は、第6条第4項第2号から第7号までに掲げる事項とする。この場合において、同項第6号中「申請者」とあるのは、「承継承認申請者」と読み替えるものとする。

4 条例第17条第4項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- （1） 承継承認申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書及びその役員の住民票の写し）
- （2） 承継承認申請者が条例第10条第1号アからエまでのいずれにも該当しないことを誓約する欠格要件非該当誓約書（別記様式第2号）
- （3） ペット霊園及びその周辺の状況を示す図面
- （4） ペット霊園の管理（緊急時体制に関する書類を含む。）及び使用の方法に関する書類

- (5) ペット霊園の事業及び経営計画に関する書類
- (6) ペット霊園等事業者の遵守事項に関する誓約書（別記様式第10号）
- (7) 説明会開催結果報告書（別記様式第7号）又は措置内容報告書（別記様式第8号）の写し
- (8) 設置者から当該設置等を行う権原を取得したことを証する書類
- (9) その他市長が必要と認めるもの  
(移動火葬業の許可の申請)

第13条 条例第19条第1項の規定による申請は、移動火葬業の許可申請書（別記様式第15号）により行うものとする。

2 第3条第2項及び第3項の規定は、前項の申請書を提出する場合について準用する。

3 条例第19条第1項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げる書類及び図面とする。ただし、移動火葬業の内容により市長が添付を要しないと認めるときは、これらの書類及び図面の一部を省略することができる。

- (1) 移動火葬業の許可申請者の住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書及びその役員の住民票の写し）
- (2) 移動火葬業の許可申請者が条例第10条第1号アからエまでのいずれにも該当しないことを誓約する欠格要件非該当誓約書（別記様式第2号）
- (3) 移動火葬車両の自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項の規定により交付された自動車検査証をいう。以下同じ。）の写し
- (4) 移動火葬車両の写真（車両の前後左右から各一枚撮影したもの）
- (5) 火葬設備の構造及び処理能力並びに防臭対策を記載した書類及び図面
- (6) 条例第20条第2項第6号アただし書の規定に該当するときは、次に掲げる書類及び図面
  - ア 法務局備付けの地図又は公図（移動火葬を行うための土地）
  - イ 登記事項証明書又は登記簿謄本（移動火葬を行うための土地）

ウ 土地の使用及び損害賠償等が生じた場合において連帯してその責を負うことの承諾を証する土地所有者承諾書（別記様式第16号）

(7) ペット霊園等事業者の遵守事項に関する誓約書（別記様式第10号）

(8) その他市長が必要と認めるもの

4 条例第19条第1項第6号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 移動火葬車両の自動車登録番号

(2) 移動火葬業の許可申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名及び住所

(3) 条例第20条第2項第6号アただし書の規定に該当するときは、移動火葬を行うための土地の所有者の氏名及び住所

（移動火葬車両の使用の制限）

第14条 移動火葬業者は、条例第20条第2項第1号の規定により氏名（法人にあっては、その名称。以下この項において同じ。）を表示する場合において、氏名以外の名称でその業を行うときは、氏名のほか、当該名称を表示することができる。

2 条例第20条第2項第1号の規定による表示は、産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格Z8305に規定する90ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて行うものとする。

（移動火葬業の変更の許可等）

第15条 条例第21条第2項の規定による申請は、移動火葬業の変更許可申請書（別記様式第17号）により行うものとする。

2 第3条第2項及び第3項の規定は、前項の申請書を提出する場合について準用する。

3 条例第21条第2項の規則で定める書類及び図面は、変更の内容が把握できる移動火葬車両の台数及び火葬設備の構造に係る書類及び図面とする。

4 条例第21条第4項の規定による届出は、移動火葬業の軽微変更届出書（別記様式第18号）により行うものとする。この場合において、当該変更の内容が把握できる書類及び図面を添付しなければならない。



(移動火葬業の地位の承継の申請手続)

第16条 条例第23条第2項の申請書は、移動火葬業の地位承継承認申請書(別記様式第19号)とする。

2 第3条第2項及び第3項の規定は、前項の申請書を提出する場合について準用する。

3 条例第23条第2項第6号の規則で定める事項は、条例第19条第1項第3号から第5号まで及び第13条第4項各号に掲げる事項とする。この場合において、第13条第4項第2号中「移動火葬業の許可申請者」とあるのは「移動火葬業の地位の承継承認申請者」と読み替えるものとする。

4 条例第23条第4項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げる書類及び図面とする。

(1) 移動火葬業の地位の承継承認申請者の住民票の写し(法人にあっては、登記事項証明書及びその役員の住民票の写し)

(2) 移動火葬業の地位の承継承認申請者が条例第10条第1号アからエまでのいずれにも該当しないことを誓約する欠格要件非該当誓約書(別記様式第2号)

(3) 移動火葬車両の自動車検査証の写し

(4) 移動火葬車両の写真(車両の前後左右から各一枚撮影したもの)

(5) 火葬設備の構造及び処理能力並びに防臭対策を記載した書類及び図面

(6) 条例第20条第2項第6号アただし書の規定に該当するときは、次に掲げる書類及び図面

ア 法務局備付けの地図又は公図(移動火葬を行うための土地)

イ 登記事項証明書又は登記簿謄本(移動火葬を行うための土地)

ウ 土地の使用及び損害賠償等が生じた場合において連帯してその責を負うことの承諾を証する土地所有者承諾書(別記様式第16号)

(7) ペット霊園等事業者の遵守事項に関する誓約書(別記様式第10号)

(8) 移動火葬業者から当該移動火葬業を行う権原を取得したことを証する書類

(9) その他市長が必要と認めるもの

(廃止の届出)

第17条 条例第25条第1項の規定による届出は、ペット霊園及び移動火葬業廃止等届出書（別記様式第20号）により行うものとする。

(身分証明書)

第18条 条例第31条第2項の証明書の様式は、身分証明書（別記様式第21号）とする。

(書類の提出部数)

第19条 条例の規定により市長に提出する書類及び図面の部数は、正本1部及び副本1部とする。ただし、市長が別に定める場合にあっては、この限りでない。

(委任)

第20条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(現に存するペット霊園等に係る届出)

2 条例附則第2項の規定による届出は、ペット霊園の位置図並びに施設の状況が把握できる書類及び図面並びにペット霊園の使用又は営業の実績が把握できる書類を添えて、ペット霊園設置届出書（別記様式第22号）により行うものとする。

別記

様式第1号（第3条関係）

（表）

年 月 日

（あて先）京田辺市長

住 所

氏 名

㊟

申請予定者

（印鑑登録済印鑑（実印））

（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

電話番号

事前協議書

京田辺市ペット霊園の設置等に関する条例第6条の規定により、次のとおり提出します。

ペ ッ ト 霊 園 の 名 称	(電話番号 )
ペ ッ ト 霊 園 の 所 在 地	
ペ ッ ト 霊 園 の 区 域 の 面 積	m <sup>2</sup>
ペ ッ ト 霊 園 の 種 類	墓地 ・ 納骨堂 ・ 火葬施設
申 請 の 区 分	設置・区域の拡大・増設・変更
施 設 の 構 造 設 備	裏面のとおり

工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日
ペ ッ ト 霊 園 の 営 業 予 定 日 及 び 営 業 の 時 間	
ペ ッ ト 霊 園 の 維 持 管 理 の 方 法	
ペ ッ ト 霊 園 管 理 者 の 氏 名 、 住 所 及 び 連 絡 先	住所 氏名 (電話番号 )
周 辺 へ の 配 慮 事 項	

備考 申請予定者が法人である場合にあっては、その役員の氏名及び住所を記載した別紙を添付すること。

(裏)

計画区域の土地					
土地の所在地	地目	地積 (㎡)	所有者	所有者の住所	計画区域の 面積 (㎡)
合計			筆		

《条例第5条第1項関係》

施設の構造設備		(墓地・納骨堂・火葬施設)の設置			
墓地 (墳墓数)	面積	㎡			
	墳墓の規格				
納骨堂 (棟)	収蔵数				
	建築面積	㎡			
	延床面積	㎡			
火葬施設 (基)	製造メーカー	(1)			(2)
	型式				
	処理能力	kg/h		kg/h	
	火床面積	㎡		㎡	
外部から見通すことができない設備		垣根・障壁・その他( )			
排水施設の概要					
給水施設		箇所			
管理事務所		階建	延床面積	㎡	
便所		箇所			
ごみ集積場		箇所			

《条例第5条第2項関係》

(墓地・納骨堂・火葬施設)の変更		
変更内容	変更前	変更後

（あて先）京田辺市長

住 所  
申請者 氏 名 ⑩  
（印鑑登録済印鑑（実印））※  
（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）  
電話番号  
※申請者は印鑑登録済印鑑（実印）による押印を行うこと。

欠格要件非該当誓約書

私は、京田辺市ペット霊園の設置等に関する条例第10条第1号アからエまで（以下に掲げる事項）のいずれにも該当しないことを誓約します。また、同号アからエまでのいずれかに該当するに至った場合には、速やかに申し出ることを誓約します。

なお、条例第5条第1項、条例第17条第1項、条例第18条又は条例第23条第1項に規定する許可又は承認の可否の決定のため、京田辺市が必要とする場合は、私が条例第10条第1号ア又はウに掲げる者に該当するか否かについて、京田辺市が警察等関係機関に照会することを承諾します。

条例第10条第1号	
ア	京田辺市暴力団排除条例（平成25年京田辺市条例第20号）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者
イ	設置等計画に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると市長が認めるに足りる相当の理由がある者
ウ	法人で、アに規定する者が当該法人の事業活動に関わっているもの
エ	破産者で復権を得ないもの

（あて先）京田辺市長

住 所  
氏 名  
報告者（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）  
電話番号

説明会開催計画書

京田辺市ペット霊園の設置等に関する条例第8条第1項（条例第17条第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定による説明会の開催計画について報告します。

ペット霊園の名称	(電話番号 )
ペット霊園の所在地	
ペット霊園の区域の面積	m <sup>2</sup>
ペット霊園の種類	墓地 ・ 納骨堂 ・ 火葬施設
申請の区分	設置・区域の拡大・増設・変更・承継
説明会対象地域	
開催日時	年 月 日 時
開催場所	
説明予定者の氏名	
説明内容	
周知方法	

備考 説明会で使用する予定の資料を添付すること。

様

京田辺市長



事前協議済書

年 月 日付けで申請のあった事前協議について、京田辺市ペット霊園の設置等に関する条例施行規則第3条第5項の規定により通知します。

記

- 1 ペット霊園の名称
- 2 ペット霊園の所在地
- 3 ペット霊園の種類  
(墓地・納骨堂・火葬施設)
- 4 申請の区分  
(設置・区域の拡大・増設・変更)
- 5 施設の概要
- 6 意見





（あて先）京田辺市長

住 所  
氏 名  
届出者（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）  
電話番号

標識設置届出書

京田辺市ペット霊園の設置等に関する条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

ペット霊園の名称	(電話番号 )
ペット霊園の所在地	
ペット霊園の区域の面積	m <sup>2</sup>
ペット霊園の種類	墓地 ・ 納骨堂 ・ 火葬施設
申請の区分	設置・区域の拡大・増設・変更
構造設備の概要	
標識設置年月日	年 月 日

備考 構造設備の概要欄には、墓地にあってはその敷地面積、墓地区画数、駐車台数及び緑地率を、納骨堂又は火葬施設にあってはその建築面積、延床面積、階数及び収蔵数又は炉数を記入すること。

（あて先）京田辺市長

住 所  
氏 名  
報告者 （法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）  
電話番号

説明会開催結果報告書

京田辺市ペット霊園の設置等に関する条例第8条第1項（条例第17条第3項の規定により準用する場合を含む。）規定により説明会を開催したので報告します。

ペット霊園の名称	(電話番号 )
ペット霊園の所在地	
ペット霊園の区域の面積	m <sup>2</sup>
ペット霊園の種類	墓地 ・ 納骨堂 ・ 火葬施設
申請の区分	設置・区域の拡大・増設・変更・承継
説明会対象地域	
開催した日時	年 月 日 時
開催した場所	
住民等の出席者数	名
説明者の氏名	
説明会開催についての周知の範囲とその方法	
(概要)	
特記事項	

- 備考 1 説明会を2回以上開催した場合は、説明会ごとに作成すること。  
2 説明会で配布した説明資料、説明した内容、出席者の要望及び意見並びにそれらへの回答等について具体的に記載した議事録を添付すること。なお、当該議事録に、説明会に出席した住民等の代表者の署名がない場合にあっては、説明会の内容を録音した記録媒体を併せて提出すること。

（あて先）京田辺市長

住 所  
氏 名  
報告者（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）  
電話番号

措置内容報告書

京田辺市ペット霊園の設置等に関する条例第8条第1項ただし書（条例第17条第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定による措置内容について、次のとおり報告します。

ペット霊園の名称	(電話番号 )
ペット霊園の所在地	
ペット霊園の区域の面積	m <sup>2</sup>
ペット霊園の種類	墓地 ・ 納骨堂 ・ 火葬施設
申請の区分	設置・区域の拡大・増設・変更・承継
措置対象地域	
措置の内容	
措置の期間	年 月 日～ 年 月 日
掲示の場所	
掲示の期間	年 月 日～ 年 月 日
周辺住民等の意見	
上記の意見に対する回答内容	
特記事項	

（表）

年 月 日

（あて先）京田辺市長

住所  
 氏名 ㊟  
 申請者 （印鑑登録済印鑑（実印））  
 （法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）  
 電話番号

ペット霊園設置等許可申請書

京田辺市ペット霊園の設置等に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

ペット霊園の名称	(電話番号 )
ペット霊園の所在地	
ペット霊園の区域の面積	m <sup>2</sup>
ペット霊園の種類	墓地 ・ 納骨堂 ・ 火葬施設
申請の区分	設置・区域の拡大・増設・変更
施設の構造設備	裏面のとおり

工事着手予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
ペット霊園の営業予定日及び営業の時間	
ペット霊園の維持管理の方法	
ペット霊園管理者の氏名、住所及び連絡先	住所 氏名 (電話番号 )
周辺への配慮事項	

備考 申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名及び住所を記載した別紙を添付すること。

(裏)

計画区域の土地					
土地の所在地	地目	地積 (㎡)	所有者	所有者の住所	計画区域の 面積 (㎡)
合計			筆		

《条例第5条第1項関係》

施設の構造設備		(墓地・納骨堂・火葬施設)の設置			
墓地 (墳墓数)	面積	㎡			
	墳墓の規格				
納骨堂 (棟)	収蔵数				
	建築面積	㎡			
	延床面積	㎡			
火葬施設 (基)	製造メーカー	(1)			(2)
	型式				
	処理能力	kg/h		kg/h	
	火床面積	㎡		㎡	
外部から見通すことができない設備		垣根・障壁・その他( )			
排水施設の概要					
給水施設		箇所			
管理事務所		階建	延床面積	㎡	
便所		箇所			
ごみ集積場		箇所			

《条例第5条第2項関係》

(墓地・納骨堂・火葬施設)の変更		
変更内容	変更前	変更後

遵守事項に関する誓約書

今般、京田辺市内において、ペット霊園等事業を行うに当たり、京田辺市ペット霊園の設置等に関する条例第24条に規定する以下の事項について、遵守することを誓約します。

条例第24条	
(1)	ペットの死体及び焼骨を丁寧に扱うとともに、衛生的に管理すること。
(2)	利用者に対して、あらかじめ、利用の条件、手続及び料金、ペットの死体及び焼骨の取扱いの方法その他の役務の提供に関する事項について説明すること。
(3)	利用者ごとに前号に係る書類を作成し、当該利用者がペット霊園の利用を終えるまでの間保管すること。

年 月 日

(あて先) 京田辺市長

住 所  
申請者 氏 名 ⑩  
(印鑑登録済印鑑(実印))※  
(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)  
電話番号

※申請者は(印鑑登録済印鑑(実印))  
よる押印を行うこと。

（あて先）京田辺市長

住所  
氏名  
届出者（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）  
電話番号

ペット霊園工事着手届出書

京田辺市ペット霊園の設置等に関する条例第13条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号		
ペット霊園の名称	(電話番号 )		
ペット霊園の所在地			
ペット霊園の区域の面積	m <sup>2</sup>		
工事の区分	墓地	設置	
		区域の拡大	
	納骨堂	設置	
		増設	
		変更	
	火葬施設	設置	
増設			
	変更		
工事の概要			
工事着手年月日	年 月 日		
工事完了予定年月日	年 月 日		

備考 工事着手前の現場の写真を添付すること。

（あて先）京田辺市長

住所  
氏名  
届出者（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）  
電話番号

ペット霊園工事完了届出書

京田辺市ペット霊園の設置等に関する条例第14条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号		
ペット霊園の名称	(電話番号 )		
ペット霊園の所在地			
ペット霊園の区域の面積	m <sup>2</sup>		
工事の区分	墓地	設置	
		区域の拡大	
	納骨堂	設置	
		増設	
		変更	
	火葬施設	設置	
増設			
変更			
工事の概要			
工事着手年月日	年 月 日		
工事完了年月日	年 月 日		

備考 工事完了後のペット霊園の写真を添付すること。



（あて先）京田辺市長

住 所  
氏 名  
届出者 （法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）  
電話番号

ペット霊園軽微変更届出書

京田辺市ペット霊園の設置等に関する条例第15条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
ペット霊園の名称		(電話番号 )
ペット霊園の所在地		
ペット霊園の区域の面積		m <sup>2</sup>
変更年月日		年 月 日
変更事項		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
添付書類		

（あて先）京田辺市長

住 所  
 氏 名 ㊟  
 申請者 （印鑑登録済印鑑（実印））  
 （法人にあっては、その名称、代表者  
 の氏名及び主たる事務所の所在地）  
 電話番号

ペット霊園地位承継承認申請書

京田辺市ペット霊園の設置等に関する条例第17条第2項の規定により、次のとおり申請します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
現在のペット霊園の名称	(電話番号 )
ペット霊園の所在地	
ペット霊園の区域の面積	m <sup>2</sup>
現在の設置者 （法人にあっては、その名称、 代表者の氏名及び主たる 事務所の所在地）	住所 氏名  (電話番号 )
承継の理由	
承継後のペット霊園の名称	(電話番号 )
使用開始予定年月日	年 月 日
ペット霊園の営業予定日 及び営業の時間	
ペット霊園の維持管理の方法	
ペット霊園管理者の 氏名、住所及び連絡先	住所 氏名  (電話番号 )
周辺への配慮事項	

備考 申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名及び住所を記載した別紙を添付すること。

（あて先）京田辺市長

住 所  
 氏 名 ㊟  
 申請者 （印鑑登録済印鑑（実印））  
 （法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）  
 電話番号

移動火葬業の許可申請書

京田辺市ペット霊園の設置等に関する条例第19条第1項の規定により、次のとおり申請します。

移動火葬業者の名称	(電話番号)		
移動火葬車両の台数	台		
移動火葬車両	1台目	自動車登録番号	
		火葬設備の構造	
	2台目	自動車登録番号	
		火葬設備の構造	
移動火葬車両の保管場所及び保管方法			
移動火葬を行うための土地の所在地			
上記土地の所有者の氏名及び住所	住所	氏名	

備考 申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名及び住所を記載した別紙を添付すること。

（あて先）京田辺市長

住 所  
氏 名 ⑩  
土地所有者（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）  
電話番号

土地所有者承諾書

京田辺市ペット霊園の設置等に関する条例第20条第2項第6号アただし書の規定により、移動火葬車両による火葬を行うに当たり、次の内容について承諾します。

移動火葬車両による火葬を行う土地の所在地	
移動火葬業者の氏名及び住所 （法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	住所 氏名  (電話番号 )
承諾の内容	1 私の所有する上記の土地において、移動火葬車両による火葬を行うこと。 2 当該移動火葬に起因する損害賠償等が生じた場合において、上記の移動火葬業者と連帯してその責を負うこと。

（あて先）京田辺市長

住 所  
 氏 名 ⑩  
 申請者 （印鑑登録済印鑑（実印））  
 （法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）  
 電話番号

移動火葬業の変更許可申請書

京田辺市ペット霊園の設置等に関する条例第21条第2項の規定により、次のとおり申請します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
移動火葬業者の名称	(電話番号 )
変更事項	台数 ・ 火葬設備の構造
変更の内容	変更前
	変更後
変更の理由	
添付書類	

（あて先）京田辺市長

住所  
氏名  
届出者（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）  
電話番号

移動火葬業の軽微変更届出書

京田辺市ペット霊園の設置等に関する条例第21条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
移動火葬業者の名称		(電話番号 )
変更事項		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更年月日		年 月 日
変更の理由		
添付書類		

（あて先）京田辺市長

住 所  
 氏 名 ㊟  
 申請者 （印鑑登録済印鑑（実印））  
 （法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）  
 電話番号

移動火葬業の地位承継承認申請書

京田辺市ペット霊園の設置等に関する条例第23条第2項の規定により、次のとおり申請します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号		
現在の移動火葬業者 （法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	住所 氏名  （電話番号）		
承 継 の 理 由			
承 継 後 の 移動火葬業者の名称	（電話番号）		
移動火葬車両の台数	台		
移 動 火 葬 車 両	1 台 目	自動車登録番号	
		火葬設備の構造	
	2 台 目	自動車登録番号	
		火葬設備の構造	
移動火葬車両の保管場所 及び保管方法			
移動火葬を行うための 土地の所在地			
上記土地の所有者 の氏名及び住所	住所 氏名		

備考 申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名及び住所を記載した別紙を添付すること。

° v ¥

>&6 Z › >' ¿#ã3¶ w6x

+ d  
¶ i  
† \*... >&2 Ç\_ 6 WZ c Q b i &à æ² \*...  
b ¶ i l g z S • i » d b d ~ ..>'  
7Á0ð\$ •

ì µ ° 7Ë l l g&ã· !F-? ë F'¼ † i

¿#ã3¶ wì µ ° 7Ë l b 0¿\*( '¼\_ 6õ M• ² [ ' " >0>3² ' " >/8ob0d \_ | ~ b \ > ~ †  
E r M

0Á • ° v ¥ l g 0Á • \$ •	° v ¥ ' " •		
ì µ ° 7Ë l b i &à	>87Á0ð\$ • >'		
ì µ ° 7Ë l b d ~ ...			
ë F '¼ b (	N ...	² 4Šb ë F	
		æb)° `	
	(á 9µ ý	² 4Šb ë F	
		M4Šb ë F	
	!F -? ‹ 0¿	² 4Šb ë F	
		M4Šb ë F	
&ã· !F-?	ë F		
ë F '¼ b £ ° v ¥	° v ¥		
ë F '¼ b #. #ä			
ë F '¼ _ : P *(			





